

平成28年度 高等特別支援学校卒業生の主な就職先

平成28年3月、富山高等支援学校と高岡高等支援学校の第一期生が卒業しました。一般企業へ就職を希望した生徒25名全員が就職しましたので、以下に卒業生の就職先を紹介します。

YKK(株) (有)荒木商会 (株)池田模範堂 いま泉病院 (株)魚国総本社
 (株)久郷一樹園 (株)三喜有 三協立山(株) (有)重松 伸和工業(株)
 助野(株) 高岡明光化成(株) 立山電化工業(株) 富山総合ビルセンター(株)
 日本郵便(株) 北陸アルミニウム(株) (株)バロー (株)ピューマ
 ニ上万葉苑 (株)文苑堂書店 (株)丸協 (株)明惣 メフォス(株)
 (株)元尾商店 ユースキン製薬(株)

A日程 Q&A ～よくある質問に、お答えします。～

Q1 発達障害の診断を受けていますが、知的障害はありません。志願することができますか。

A1 発達障害の診断を受けていても、知的障害のない人は志願できません。発達障害の診断を受けている人で知的障害がある場合は志願することができます。

Q2 知的障害が軽度とはどの程度のことですか。

A2 知的障害のある人のうち、公共交通機関等を利用して、自力で通学できる程度としています。詳しくは、志願しようと思う学校の教育相談を受けてください。

Q3 他の県立特別支援学校や県立高校との併願はできますか。

A3 A日程の複数の学校に同時に出願することはできません。また、志願期間が同じ県立高校の推薦選抜との併願はできません。

Q4 国語や数学、作業能力検査の出題内容はどのようなものですか。

A4 検査は、社会生活や職業生活に必要な基礎的な学力や、就業に必要な基礎的な技能・態度などを総合的に評価する内容とする予定です。

Q5 入学検査の内容は、学校によって違うのですか。

A5 A日程第1次選抜の学力検査(国語、数学)、作業能力検査は、5校共通です。

Q6 入学について詳しく相談したいときは、どこに相談すればよいですか。

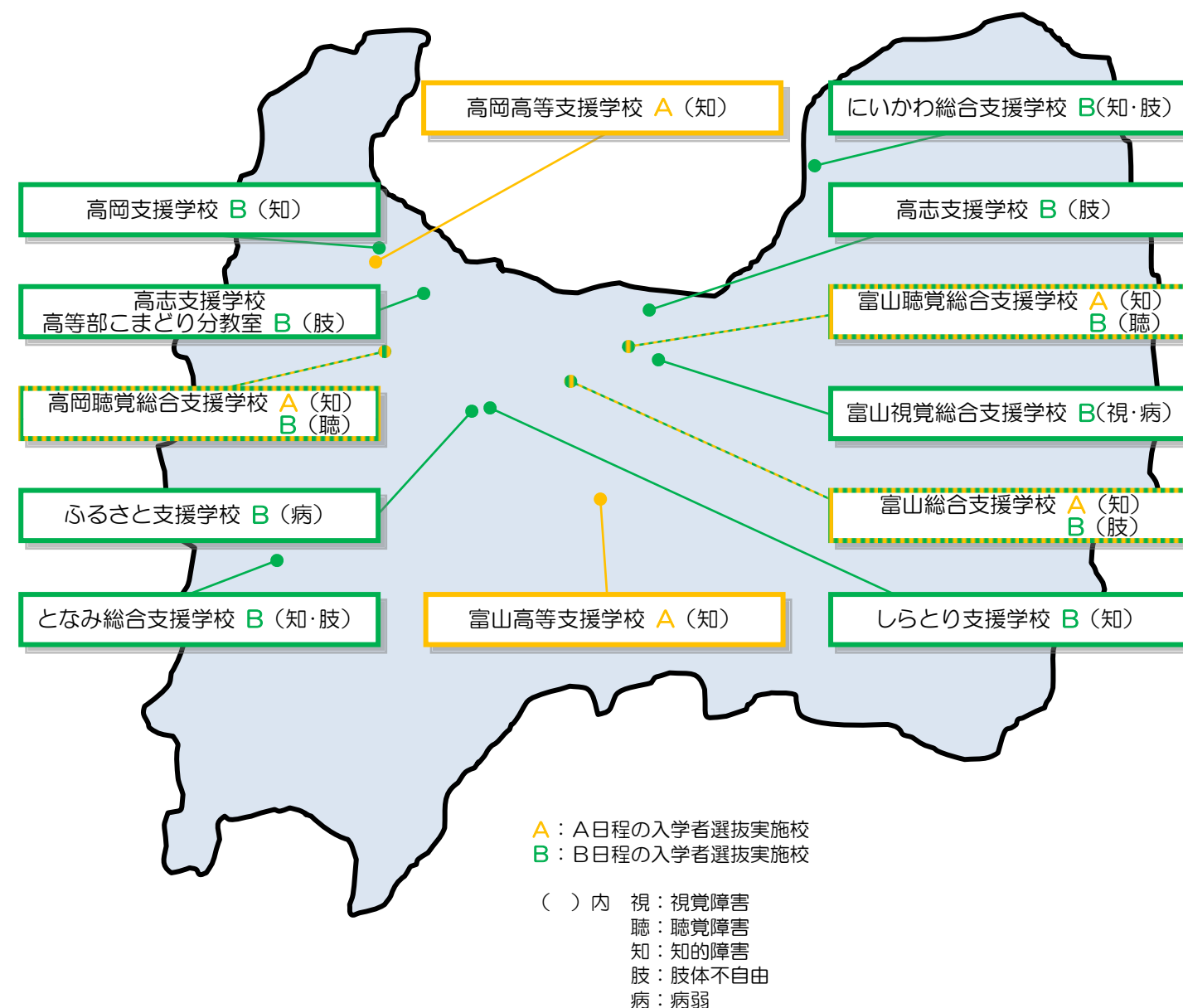
A6 まずは、在籍する中学校などに相談してください。分からないことがあれば、中学校などを通じて、各特別支援学校までおたずねください。

県立特別支援学校高等部に入学を希望するみなさんへ

平成29年度入学者選抜

富山県では、平成25年4月に北陸初の高等特別支援学校を開校しました。これに伴い県立特別支援学校高等部の入学者選抜は、A日程とB日程の二つに分けて実施しています。

このリーフレットでは、平成29年度の予定をお知らせします。
 (11月頃に正式決定・公表します)



県立特別支援学校高等部入学者選抜について

1 県立特別支援学校高等部入学者選抜には、A日程とB日程があります。

高等特別支援学校など軽度知的障害のある生徒を対象とする学校・学科・障害種別では、特別支援学校へ入学を希望する人が、確実に進学先を確保できるよう、他の学校や学科よりも早い日程で入学者選抜を実施します。これをA日程と呼んでいます。

また、A日程以外の特別支援学校高等部入学者選抜をB日程と呼んでいます。

2 A日程の対象となる学校・学科・障害種別は、次のとおりです。

学 校	学 科	障害種別
富山高等支援学校	生産・サービス科	知的障害
高岡高等支援学校		
富山聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	
高岡聴覚総合支援学校		
富山総合支援学校	産業工芸科及び生活文化科	

A日程の5校は、いずれも障害の程度が軽度の知的障害のある生徒を対象とする高等部を置き、3年間で就業に必要な知識・技能・態度の基礎を修得します。

高等特別支援学校2校は、高等部のみを設置し、卒業後の一般企業等への就職など社会的・職業的自立に向けた支援を重視しています。多様な職種への就職に対応できるよう、「ものづくり、流通、環境、福祉」など幅広い実習を行います。また、一定規模の集団を生かしたダイナミックな実習や教科学習、部活動を通じ、互いに切磋琢磨し高めあうことを目指します。

3 A日程の志願資格、検査内容などは、次のとおりです。

(1) 第1次選抜

ア 志願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の人で、保護者とともに県内に居住し、下記のいずれかに該当する人です。

- 1 中学校を卒業した人又は平成29年3月卒業見込みの人
- 2 特別支援学校中学部を卒業した人又は平成29年3月卒業見込みの人
- 3 上記1又は2に準ずる人

イ 検査内容

学力検査（国語、数学）、作業能力検査及び面接

学校教育法施行令第22条の3が定める知的障害者の障害の程度について

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

(2) 第2次選抜

ア 志願資格

第1次選抜を受検し、不合格となった人（ただし、第1次と同じ学校は志願できません。）

イ 選抜を実施する学校

第1次選抜で欠員が生じ、志願資格を有する志願者がいる学校のみ実施します。

ウ 検査内容

面接のみ実施します。（第1次入学者選抜の結果（学力検査及び作業能力検査）を活用します。）

4 B日程の入学者選抜について

A日程の入学者選抜の対象となる、5つの学校・学科・障害種別以外は、すべて同じ日程（B日程）で行います。

B日程の入学者選抜の志願資格や検査内容などは、11月頃に公表します。

志願先の決定から合格発表まで

志願先の決定

- 志願しようと思う学校を保護者と話し合いましょう。
- また、先生に相談しましょう。

教育相談 ①

- 志願しようと思う特別支援学校で教育相談を受けましょう。
- 特に、A日程の学校を志願しようと思う人は、合格しなかった場合も含め、志願の可能性のあるすべての特別支援学校の教育相談を受けておくようにしましょう。

A日程

B日程

